

第7章 バリアフリーに関する情報提供の促進 【本編P.52～】

市のホームページでは、公共施設や医療施設、店舗などの主要なバリアフリー設備の情報を「いいとだマップ（電子地図）」にて掲載しています。さらなる情報のバリアフリー促進のために以下の取組を推進します。

<p>(1) いいとだマップの活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生活関連施設・公園・道路等に関する記載の充実 ◆アクセシビリティに配慮したページへの継続的な改善 ◆いいとだマップの認知度向上のための周知活動 	<p>(2) バリアフリーに関する情報収集の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆民間施設からのバリアフリー情報の受け入れ・発信体制の充実 ◆民間施設への情報提供の働きかけ
--	---

第8章 届出制度 【本編P.54～】

本市においては、下記の場合を届出の対象としました。なお、届出対象となることが想定される事業の計画が明らかになった段階で、促進方針に記載した配慮事項等を踏まえた整備がされるよう、関係者との調整や、必要に応じて市民意見の反映の機会の設定に努めるものとします。

旅客施設	・ 出入口（改札）の新設や変更を行う場合
道路・駅前交通広場	・ 駅出入口（改札）へ向かうための上下移動施設や、鉄道高架下の公共用通路と接する部分の新設や改築、修繕を行う場合 ※鉄道駅及び鉄道高架下の公共用通路に接する道路と駅前交通広場は、市が管理する道路法による道路である。

第9章 市全域におけるバリアフリー化の促進 【本編P.56～】

促進地区において面的・一体的なバリアフリー化を促進していくと同時に、市全域においても、関連する本市の各事業と連携し、ハード・ソフト両面からバリアフリー化を進める必要があります。心のバリアフリーや情報のバリアフリーの他、バリアフリー化の促進のために必要な市全域での取組を示します。

<p>(1) 施設整備に伴うバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設や道路等の改修に伴う配慮事項を踏まえた事業の実施 ◆大規模改修に合わせた当事者参加による整備水準の改善・向上 	<p>(2) 学校及び避難所におけるバリアフリー化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆小・中学校へのバリアフリー設備の設置推進 ◆避難所のバリアフリー環境整備の推進 ◆通学路整備計画に基づく整備推進による学校周辺の安全で歩きやすい歩行環境の構築 ◆歩行者ネットワークのバリアフリー化推進による安全な避難経路の確保
---	--

第10章 促進方針の実現に向けて 【本編P.61～】

次の取組を推進し、促進方針の実現を促進していきます。

<p>(1) 市民及び関係事業者への促進方針の周知・啓発</p> <p>(2) 基本構想の策定による重点整備地区の設定</p> <p>(3) 事業実施段階での市民意見の反映及び相互理解の促進</p> <p>(4) 促進方針の段階的かつ継続的な見直し</p>
--

戸田市移動等円滑化促進方針（バリアフリー促進方針）【概要版】

発行年月
編集・発行 戸田市役所 都市整備部 まちづくり推進課
〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田 1-18-1
電話 048-441-1800（代表） / FAX 048-433-2200

【素案】

戸田市移動等円滑化促進方針（バリアフリー促進方針）【概要版】

第1章 はじめに 【本編P.1～】



(1) 戸田市移動等円滑化促進方針策定の目的

平成30年（2018年）11月の改正バリアフリー法*の施行により、市町村における促進方針・基本構想の策定が努力義務となったことを踏まえ、本市では、将来的な人口減少・少子高齢化に向けた対策の一つとして、市の特色を踏まえたバリアフリー推進の考え方を示すことを目的として、『戸田市移動等円滑化促進方針（以下、「促進方針」という）』を定めることとしました。

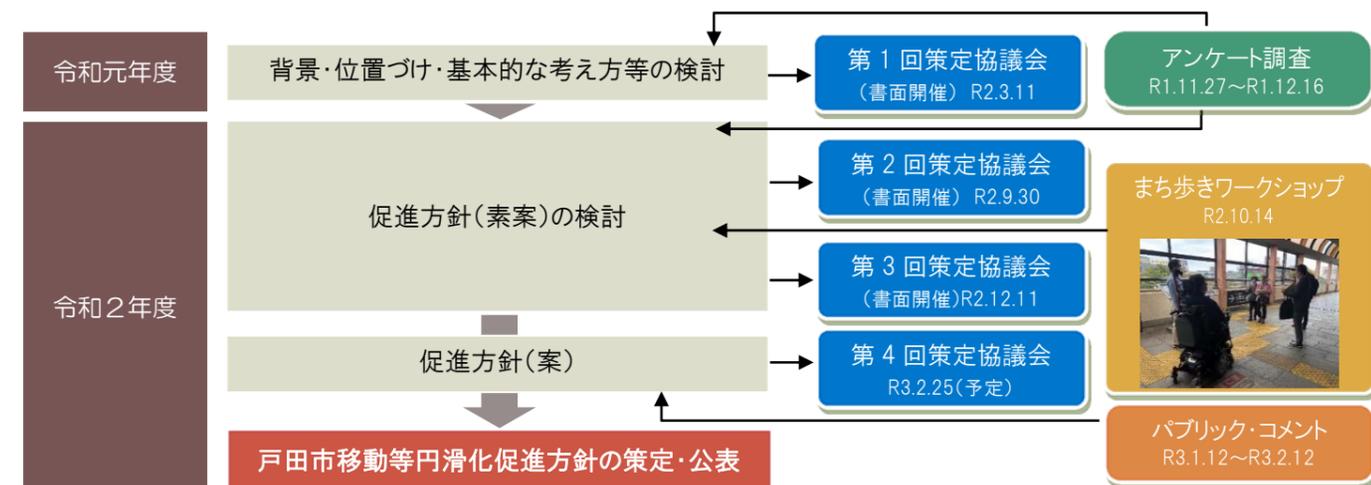
※改正バリアフリー法（『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』を改正したもの）
一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的とした法律。基本理念や取組の段階的かつ継続的な改良・向上を図り、さらなるバリアフリー化を推進するため、段階的な法改正が行われている。

(2) 計画期間

促進方針の計画期間については、令和3年度～令和12年度（2021年度～2030年度）とします。

(3) 検討の進め方

アンケート調査及び当事者参加での戸田市移動等円滑化促進方針策定協議会やまち歩きワークショップ、事業者等意見照会、パブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を収集する機会を設けて検討を進めました。



第2章 市の概況 【本編P.14～】

(1) 統計データ等

市の人口は、令和2年（2020年）10月1日現在で140,756人、高齢化率は16.6%となっています。障害者手帳保持者数については、令和元年（2019年）現在、身体障がい者は2,817人で近年の増減は横ばいですが、知的障がい者769人、精神障がい者863人となり年々増加傾向にあります。

(2) 地域特性（バリアフリーの取組状況）

市内にはJR埼京線の北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅があり、主要なバリアフリー項目を概ね達成しています。主要な施設では、基本的なバリアフリー設備（車いす利用者用駐車場、エレベーター、車いす利用者用トイレ、乳幼児用設備、視覚障害者誘導用ブロックなど）は整備されている施設が多くなっています。一方で、音声案内設備や手話対応などのソフト対応を実施している施設は少ない状況です。

道路については、「戸田市歩行者自転車道路網整備計画」の考え方にに基づき、道路のバリアフリー整備を進めており、バリアフリー化済みの道路もありますが、バリアフリー化されていない道路もあります。

第3章 バリアフリー化の基本目標と基本方針 【本編P.32～】

(1) 基本目標

バリアフリー法に定める「共生社会の実現」を目指すため、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者、子育て世代、外国人や性的マイノリティの人など全ての市民が社会生活をしていく上での様々なバリア（社会的障壁）の除去（＝バリアフリー）を進めていきます。これを実現するための基本目標を以下のとおり設定しました。

だれもが 認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

(2) 基本方針

基本目標に沿って、促進方針の基本方針を以下に設定します。

- | | | |
|-------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 1. だれもが移動しやすい環境づくり | 2. 多様な当事者参加による共生社会の実現 | 3. 支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進 |
| 4. 安心して外出できるわかりやすい情報の発信 | 5. ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上 | 6. 段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進 |

第4章 移動等円滑化促進地区の設定 【本編P.35～】

(1) 移動等円滑化促進地区の設定

本促進方針では、「北戸田駅・戸田駅・戸田公園駅」を一体的にとらえ、各鉄道駅から半径1km圏内にある主要な施設を包括する地区を移動等円滑化促進地区に設定します。

なお、戸田公園の一部は1km圏を超えていますが、公園区域を含む地区範囲とします。

(2) 生活関連施設の設定

促進地区内において、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの中から、アンケート調査結果の施設利用状況等を踏まえ、生活関連施設を設定します。

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設同士をつなぐ経路及び以下の条件に沿って設定します。

- ①歩行者ネットワーク*（国道・県道を含む）を基本とし、駅から生活関連施設間を結び経路を設定。
- ②歩行者ネットワークに面していない施設については、歩行者ネットワークから分岐させた経路を設定。
- ③促進地区内の歩行者ネットワークは、原則、生活関連経路として設定。

※歩行者ネットワーク

戸田市歩行者自転車道路網整備計画（平成25年（2013年）3月）に整備対象路線として定める歩行者道路網のこと。

第5章 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進 【本編P.38～】

(1) 促進地区におけるバリアフリー化のポイント

生活関連施設及び生活関連経路のバリアフリー化を進めるにあたり、市の現状や市民の意見等を基に、特に重視する点（整備ポイント）を示しています。

- ①促進地区全体
- ②北戸田駅・戸田駅周辺
- ③市役所・戸田公園駅周辺

(2) バリアフリー化の促進に向けた配慮事項

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたって、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合や関連するガイドライン、条例等に留意した整備を推進します。

また、アンケート調査やまち歩きワークショップでの市民意見等を踏まえ、今後、バリアフリー化を促進していく対象として、公共交通、道路、交通安全、建築物（駐車場含む）、公園等の5つの項目について、「バリアフリー化の促進に向けた共通の配慮事項」を整理しています。



《移動等円滑化促進地区・生活関連施設・生活関連経路》

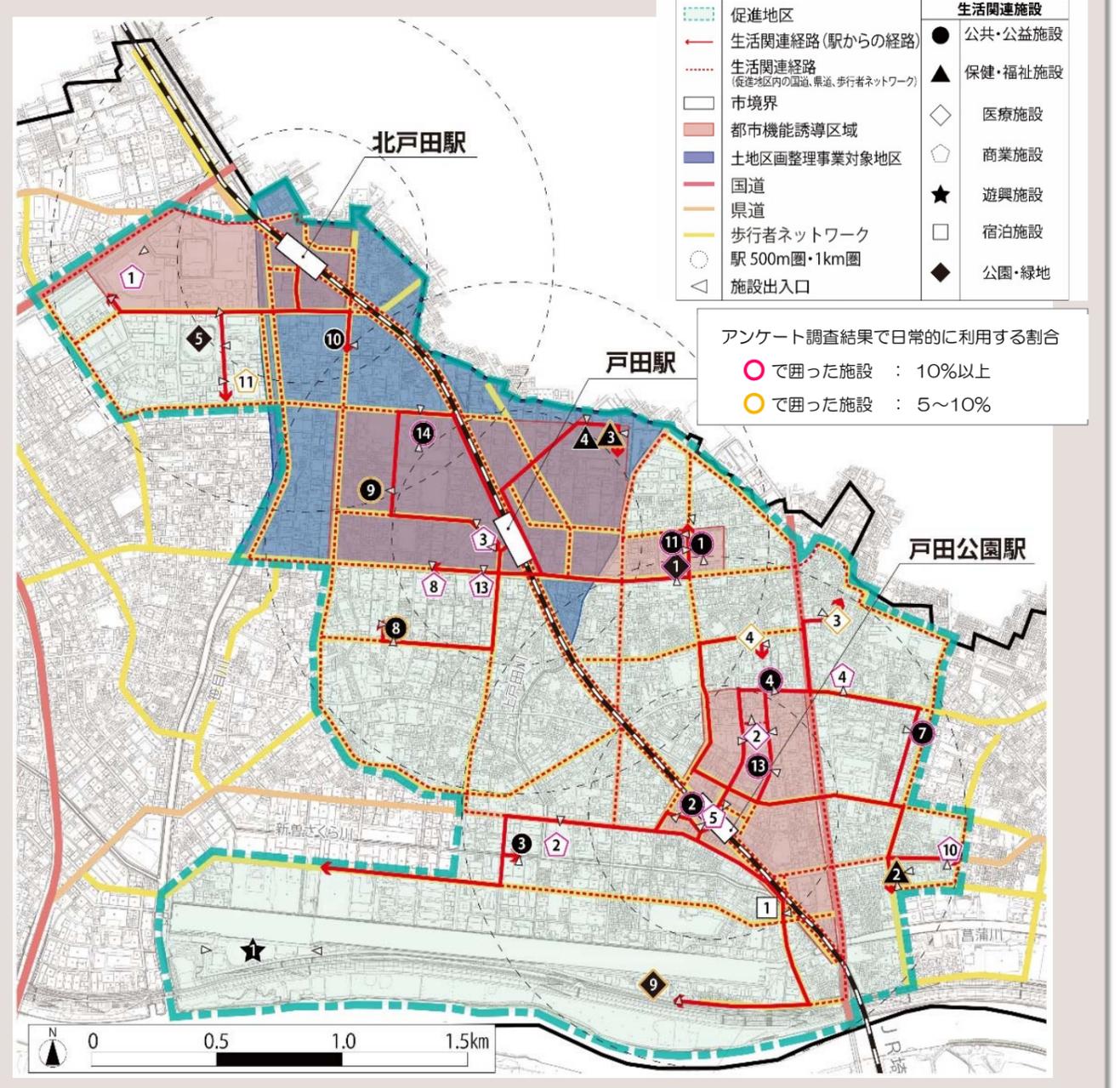


図 第4章 移動等円滑化促進地区の設定

第6章 心のバリアフリーの促進 【本編P.50～】

心のバリアフリーとは、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」です。「基本方針3：支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進」を実現するため、心のバリアフリーに関する以下の取組を促進します。

(1) 障がい理解の周知・啓発

- ◆ 配慮が必要な人に関する正しい知識の啓発及び理解を促進
- ◆ 講演会や研修、ヘルプマークの普及、啓発等を通じ、聴覚障がいや知的・精神・発達障がい、内部障がいなどの「見えにくい障がい」への理解を促進



(2) 体験・学習による教育啓発の機会の創出

- ◆ 市民や市職員、事業者と障がい当事者や高齢者との交流の場を設け、ふれあうことによる気づきの発見、バリアフリーの意識づくりを推進
- ◆ 市職員等関係者に対し、障害者差別解消法に沿った研修等を実施